

令和8年度 新潟県の太陽光発電の導入に関する支援制度一覧【民間事業者】

団体名	制度名称	助成制度の概要				担当部署	ホームページ
		方法	対象	限度額・利率	償還方法		
新潟県	社会福祉施設等原油・原材料価格高騰等対応設備導入緊急支援事業補助金	補助金	○県内で社会福祉施設等を営んでいる法人等。※公立は対象外 ○令和4年1月以降、任意の1か月の収支(本業の収入ー支出)が、令和元年から令和3年までのいずれかの年の同月と比較して5%以上減少していること。ほか	1 補助対象経費 高効率空調や高効率給湯器等の入替え・太陽光発電設備等の導入に要する経費。 2 限度額等 〔通常枠〕 ○補助率 2/3以内 ○補助対象事業額 200千円～2,000千円 ○補助金額 133千円～1,333千円 ほか		高齢福祉保健課 高齢化対策係 TEL(直通) 025-280-5190	https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/fukushihoken/fukushi-e-support.html
新潟市	事業者用太陽光発電・蓄電池設備導入補助金	補助金	【補助対象者】 市内中小企業者等 【補助対象者】 太陽光発電設備(自家消費型)	1kWあたり5万円(上限500万円)		環境部環境政策課 TEL(直通) 025-226-1357	https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/kankyo/datutanso/shien/zigyoyouhouozyo.html
長岡市	雪国長岡での再エネ導入促進補助金	補助金	【補助対象者】 ・市内事業者(条件あり) 【対象設備】 ・市内の事業所に設置する太陽光発電設備	・太陽光発電設備 1kW/5万円(上限200万円)		環境部環境政策課 TEL0258-24-0528(直通)	https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate09/kankyo-hoijo/snow.html
長岡市	長岡市イノベーション加速化補助金(再生可能エネルギー導入)	補助金	長岡市に事業所を有し、製造業に該当する事業者で、導入した補助対象設備の活用による温室効果ガスの排出削減効果を、長岡市に帰属させることができる者	【補助対象】 自社が所有し、使用する施設で、主に電力の自家消費のため、再生可能エネルギー発電設備を導入する事業(リース、PPAは除く) 【補助率・限度額】 5万円/kW(上限200万円) 【募集期間】 令和8年5月29日(金)まで ※8月31日(月)まで延長予定		商工部産業イノベーション課 TEL(直通) 0258-39-2402	https://www.city.nagaoka.niigata.jp/sangyou/cate01/subsidy/renewable.html

団体名	制度名称	助成制度の概要				担当部署	ホームページ
		方法	対象	限度額・利率	償還方法		
新発田市	新発田市チャレンジゼロカーボン補助金	補助金	【補助対象】事業所等に設置する太陽光発電システム	【補助率・限度額】5万円/kW(上限200万円) ※特定の要件を満たすことで上限額の加算あり		環境衛生課 生活環境係 TEL(直通): 0254-28-9120	https://www.city.shibata.lg.jp/kurashi/gomi/chikyu/1023184/1030127/index.html
新発田市	新発田市チャレンジゼロカーボン補助金	補助金	【補助対象】事業所等に設置する定置用蓄電池 ※太陽光発電設備と同時導入	【補助率・限度額】3万円/kW(上限150万円) ※特定の要件を満たすことで上限額の加算あり		環境衛生課 生活環境係 TEL(直通): 0254-28-9120	https://www.city.shibata.lg.jp/kurashi/gomi/chikyu/1023184/1030127/index.html
小千谷市	小千谷市脱炭素設備導入促進補助金	補助金	・市内事業者(予定者含む)で、自己の事業所に対象設備を設置する方 ・自己所有でない建物に対象設備を設置する場合は、建物所有者から書面による承諾を得ている方 ・年度内に設備設置を完了できる方 ・市町村税を滞納していない方	対象経費の1/3、上限20万円 (定置型蓄電池を同時設置する場合は上限30万円)		環境共生課 脱炭素推進係 TEL(直通) 0258-83-3566	https://www.city.ojiya.niigata.jp/soshiki/kankyo/saieneh/ojokin.html
十日町市	十日町市再生可能エネルギー活用促進費補助金	補助金	(1)市内に事業所を有する事業者で、市税の未納がないこと (2)市内に所在する事業所に設置すること。ただし、借家等の場合は所有者による承諾が必要 (3)未使用の補助対象機器等を設置し、年度内に設置完了ができること (4)過去に、同一の補助対象機器の補助を受けていないこと	・補助額: 1kWあたり10万円 ・限度額: 100万円 ※最大出力10kW以下の場合、最大出力×10万円で上限60万円、最大出力10kW超の場合、60万+(最大出力-10kW)×1万円		環境衛生課エネルギー政策係 TEL(直通) 025-752-3924	https://www.city.okamachi.lg.jp/soshiki/kankyoenergybu/kankyoeiseika/3/gyomu/9684.html
見附市	新エネルギー導入促進事業	補助金	市内に所在する事業所を有する個人事業主若しくは法人。	1kW当たり5万円、上限50万円		都市環境課 環境企画係 TEL 0258-62-1700 (内線172)	https://www.city.mitsuke.niigata.jp/soshiki/20/34991.html

団体名	制度名称	助成制度の概要				担当部署	ホームページ
		方法	対象	限度額・利率	償還方法		
燕市	地域脱炭素移行・再エネ推進事業	補助金	市内に事業所等を有する中小企業者、医療法人、社会福祉法人	1 補助対象経費 太陽光発電システム、蓄電池の導入や高効率空調機器や高効率照明機器の入替え等の導入に要する経費。 2 補助金額 ○太陽光発電システム →1KW当たり5万円 ○蓄電池システム →対象経費の1/3 (上限) ・家庭用(20kwh未満):14.1万円／kwh ・業務用(20kwh以上):16.0万円／kwh ○高効率空調機器 →対象経費の1/2 (上限) ・機器設置建物の延べ床面積が250平方メートル未満の場合、上限額は100万円 ・機器設置建物の延べ床面積が250平方メートル以上の場合、上限額は200万円 ○高効率照明機器 →対象経費の1/2 (上限) ・機器設置建物の延べ床面積が1,000平方メートル未満の場合、上限額は100万円		生活環境課 環境政策係 TEL(直通) 0256-77-8167	https://www.city.tsubame.niigata.jp/kurashi/gomi/2/6/18133.html
魚沼市	魚沼市再生可能エネルギー普及促進事業補助金	補助金	・魚沼市に居住している、もしくは居住する見込みのある者、または事業所を有する者。 ・機器等を設置後、当該住居または事業所にて使用するもの。 ・設置後、1年間使用実績や効果等の調査に協力すること。 ・市税を滞納していないこと。 ・令和8年度内に工事が完了すること。 ・過去に同様の機器でこの補助金の交付を受けていないこと。 ・補助対象機器ごとに一棟の建物に対し1台までをこの補助金の交付対象。 ・未使用の補助対象機器を設置すること。	補助対象経費の1/3又は以下の上限額 ①太陽光発電:20万円(設置経費の1/3または公称最大出力(kw)×6万円の低い方) ②定置型蓄電池(太陽光発電設備に接続するもの):20万円		生活環境課 環境対策係 TEL(直通)025-792-9766	https://www.city.uzunuma.lg.jp/page/1020370.html

団体名	制度名称	助成制度の概要				担当部署	ホームページ
		方法	対象	限度額・利率	償還方法		
南魚沼市	南魚沼市太陽光発電設備設置費補助金	補助金	【補助対象者】 ・南魚沼市に住民登録をしている方又は今後市内に住民登録する方 ・新築及び既存住宅に太陽光発電設備又は太陽光発電設備および定置型蓄電池の両方を設置される方 ・申請者及び世帯員に市税の滞納がない方 ○市内で事業を営まれている方 ・市内で事業を営んでいることを証明できる事業者 ・新築及び既存事業所に太陽光発電設備又は太陽光発電設備および定置型蓄電池の両方を設置される事業者 ・市税などの滞納がない事業者 ○宅地建物取引を業とする事業者 ・市内で事業を営んでいることを証明できる事業者 ・販売を目的として保有している市内の新築及び既存住宅に太陽光発電設備又は太陽光発電設備および定置型蓄電池の両方を設置される宅地建物取引を業とする事業者 ・市税などの滞納がない事業者 【補助対象経費】 ○太陽光パネルなどの設置に必要な発電設備一式の製品代及び設置工事費 ○置型蓄電池の設置に必要な設備一式の製品代及び設置工事費	○太陽光発電設備：1kwあたり7万円または補助対象経費の1/3のいずれか低い方(上限額700万円) ○定置型蓄電池：補助対象経費の1/3(上限額20万円)		未来環境課ゼロカーボン推進係 (TEL025-773-6666)	https://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/docs/67443.html
湯沢町	湯沢町再生可能エネルギー普及促進事業補助金	補助金	(1)町民または町内事業者 (2)自己の住居用または自己の事業活動用の建物又は敷地に設置するもの(賃貸目的は不可) (3)町税の滞納がないこと (4)年度内に設置を完了できる者 (5)未使用の補助対象機器等を設置する者 (6)建物の使用者と所有者が異なる場合は、所有者から書面による承諾を得ている者 (7)今回の機器等の設置にあたり、湯沢町の他の補助金や助成金を受けていないこと (8)申請しようとする機器等が、過去において同一区分(機器等)の補助金の交付を受けたものでないこと	・設置経費の3分の1(消費税除く) ・上限額20万円(千円未満切り捨て) (区分ごとに1台を限度。複数台申請の場合は、異なる区分ごとに算定した補助金額の合計で30万円が上限)		企画産業観光部 環境農林課 環境施設係 TEL(直通) 025-788-0291	https://www.town.yuzawa.lg.jp/kuras_hinojoho/machinites_hirishiritai/12/1/1722.html